

伊丹市PR冊子発行事業及びインターネットを活用した広告事業  
公募型プロポーザル募集要領

---

令和3年5月

伊丹市

伊丹市 P R 冊子発行事業及びインターネットを活用した広告事業  
公募型プロポーザル募集要領（案）

1. 概要

(1) 事業名称

伊丹市 P R 冊子発行事業及びインターネットを活用した広告事業

(2) 目的

近隣居住者で引越を検討している子育て層（主に 20 代～30 代）に対して効果的に本市の魅力を発信するために本事業を官民連携を進めることを主たる目的とする

(3) 事業内容

PR 冊子の発行とインターネットを活用した広告（リスティング広告・SNS 広告）の実施

(4) 協定締結期間

協定締結日～令和 4 年 3 月 31 日

※ただし期間満了日の 3 ヶ月前までに書面による申し出がない限り、満了日の翌日から 1 年間の自動更新とするものとする。なお、更新については、条件を変更しないことを原則とし、双方協議の上、3 回の更新（最大 4 年）を限度とする。

(5) スケジュール（予定）

令和 3（2021）年 5 月 1 日（土） 募集開始（広報伊丹 5/1 号、市 H P）

5 月 28 日（金） 申込書・企画提案書提出〆切

6 月 4 日（金） 審査会※

※新型コロナウイルス感染状況により Web または書面審査となる場合があります。

6 月 11 日（金） 選定結果通知（郵便）

6 月 18 日（金） 協定書締結

2. 参加資格条件

公募型プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たしていること

(1) 伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(3) 伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 冊子作成の実績があること。

(6) インターネットを活用した広告（リスティング広告・SNS 広告）活用実績があること。

### 3. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問方法及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 質問期限 令和3年5月14日（金）正午まで（必着）
- (2) 質問方法 電子メール（様式第4号）により提出すること。なお、提出期限後に提出された質問や、指定した方法以外で提出された質問については回答しない。
  - ・ 指定アドレス：[toshibrand@city.itami.lg.jp](mailto:toshibrand@city.itami.lg.jp)
  - ・ 件名：伊丹市 PR 冊子発行事業及びインターネットを活用した広告事業公募型プロポーザルにかかる質問の件
- (3) 回答期限 令和3年5月21日（金）
- (4) 回答は質問者名を伏せ、全参加者にメールで送信する。

### 4. 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

- (1) プロポーザルの募集方法  
市ホームページ、広報伊丹5月1日号
- (2) 提出方法
  - ① 提出期限：令和3年5月28日（金）
  - ② 提出方法：伊丹市都市ブランド・観光戦略課に持参又は郵送  
〒664-8503 伊丹市千僧1-1  
伊丹市役所 総合政策部 空港・広報戦略室 都市ブランド・観光戦略課
- (3) 提出書類・必要部数
  - ① 公募参加申込書（様式第1号） 原本1部
  - ② 工程表（様式第2号） 原本1部 副本6部
  - ③ 会社概要（様式第3号） 原本1部 副本6部
  - ④ 企画提案書（A4横 表紙含めて20枚以内） 原本1部 副本6部
    - ・ 構成・内容、具体的なレイアウト（見本）などの提案
    - ・ 広告募集の方法と実施体制
    - ・ 冊子発行までのスケジュール
    - ・ リスティング広告、SNS広告を活用した広告の提案（広告コピー案・配信時期等）
  - ⑤ 事業実績における完成品（冊子見本） 7部

### 5. 審査方法

書面審査

- (1) 審査内容  
審査会当日における提案説明、業務実績等をそれぞれ点数化し、総合点が最も高かった事業者を協定締結事業者とする。

(2) 審査項目

ア 提案説明

応募した事業者は、提出された企画提案書に基づき、提案説明を行う。

イ 業務実績

各委員は、提出された業務実績書をもとに各項目について、それぞれ上限となる点数の範囲で採点を行う。

(3) 採点基準

ア 提案説明及び業務実績の採点において、各委員が審査する項目及び項目ごとに配点は下記、評価項目基準表とする。

イ なお、提案者が1者の場合は、総合得点の合計得点が60点以上の場合なら問題がないものとする。

評価項目基準表 個人100点満点×6人＝600点満点とする

評価項目	評価の視点	配点	評価
① 有効性	・市の事業の基本的な考え方や取組方針を理解した提案となっている ・制作スケジュールは無理のない日程である ・適正な配置人事で本市の指示に柔軟な対応が可能である	20	
② デザイン・レイアウト (冊子)	・構成が明確で必須項目が掲載され、かつ見やすくなっている ・興味を引くような工夫がされている	30	
③ リスティング広告・ SNS 広告	・リスティング広告・SNS 広告の実績があるか ・引越検討者に効果的な時期に配信しようとしているか ・市シティプロモーションサイトへの誘引を 目指した提案がされているか	30	
④ 広告募集について	・「伊丹市広告掲載要綱」「伊丹市広告掲載基準」を理解した提案で実現可能な広告集稿の見込みである	10	
小 計		90	
⑤ 独自提案	・本事業実施の他、独自の提案があるか	10	
合 計		100	

(様式第1号)

公 募 参 加 申 込 書

令和3年 月 日

(あて先)

伊 丹 市 長 様

(申請者)

業者登録番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の公募提案に参加を申し込みます。

1 件名 伊丹市 PR 冊子発行事業及びインターネットを活用した広告事業

2 履行場所 伊丹市千僧1丁目1

3 応募資格

この公募提案に参加する私は、次の(1)～(6)の条件を満たします。

- (1) 伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 冊子作成の実績があること。
- (6) インターネットを活用した広告(リスティング広告・SNS広告)活用実績があること。

4 連絡担当者

- (1) 所属
- (2) 職氏名
- (3) 電話番号
- (4) F A X
- (5) E-mail

(様式第2号)

## 工程表

本業務の実施計画等

業務実施方針

取組体制

事業実施スケジュールについて

※内容が網羅されていれば、様式を変更しても構いません。

(様式第3号)

会 社 概 要

会 社 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
資 本 金 等	
設 立 年 月 日	
従 業 員 数	事務系 名 技術系 名 その他 名 合計 名
業 務 内 容	
業務処理体制（組織図等）	
今回業務の総括責任者	職氏名
今回業務の業務担当者	職氏名

注) 従業員数、業務処理体制は、企画提案書提出時の人数、体制を記入すること。

会社概要パンフレットなどの資料があれば添付してください。

(様式第4号)

令和3年 月 日

伊丹市総合政策部  
空港・広報戦略室  
都市ブランド・観光戦略課 宛て  
E-mail toshibrand@city.itami.lg.jp

公募要領等に関する質問書

伊丹市 PR 冊子発行事業及びインターネットを活用した広告事業公募型プロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

質問者	会社名： 所在地： 担当者氏名： 電話： FAX： E-mail：
質問項目	
内容	

※ 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。